

教育こども常任委員会 所管事務報告
----------------------

資 料
-----

令和4年9月13日
-----------

※報告日までは外部への  
資料提供はご遠慮ください。

## 西宮市幼児教育・保育のあり方（中間報告） について

政策局 政策総括室 政策推進課（政策企画等担当）

こども支援局 子供支援総括室 子供支援総務課（計画推進担当）

教育委員会 学校支援部 学校改革課



西宮市幼児教育・保育のあり方  
(中間報告) について

## 1. はじめに

- 西宮市の幼児教育・保育を取り巻く環境の変化への対応や課題解決に向けて、今後の方向性を検討していく出発点として、令和4年3月に『「西宮市幼児教育・保育のあり方」検討の方向性について』を取りまとめた（別冊資料参照）。
- 『「西宮市幼児教育・保育のあり方」検討の方向性について』では、本市の現状・課題を踏まえ、今後取り組むべき項目を以下3点に整理し、令和4年度以降に具体的な目標や実施計画に関する検討を進めていくこととした。
  - (1) 質の高い教育・保育の実現に向けた仕組みづくり
  - (2) 多様な支援ニーズに対応し、全ての子どもを守る仕組みづくり
  - (3) 社会全体として中長期的に維持できる仕組みづくり
- 令和4年度以降の検討状況などについて、次のとおり報告する。

## 2. 検討にあたっての基本的な考え方

- 全ての子どもがより良い環境で育つよう公立、私立の幼稚園や保育所などで、大切にしたい共通の思いを令和4年3月に「西宮市幼児教育・保育ビジョン」（以下「ビジョン」という。）にまとめ、西宮市の全ての施設で質の高い「**子ども中心の幼児教育・保育<sup>1</sup>**」をめざすこととした。
- 検討にあたっては、ビジョンの実現に向けて、個々の幼稚園や保育所での取組みに加え、それぞれの園が相互に、また専門機関や行政などとも連携しながら、**市全体としての中長期的に持続可能な仕組み<sup>2</sup>**について検討していくこととする。

---

<sup>1</sup>（参考）『西宮市幼児教育・保育ビジョン』の「はじめに」からの引用：

「このビジョンをもとに、幼稚園・保育所・認定こども園などの施設種別や公立・私立などの設置主体にかかわらず、西宮市のすべての施設で「子ども中心の幼児教育・保育」が行われるよう、取り組んでまいります。」

<sup>2</sup>（参考）『「西宮市幼児教育・保育のあり方」検討の方向性について』の「4 今後の検討について」からの引用：

「今後の西宮市幼児教育・保育のあり方」の検討にあたって、公立園だけでなく、私立園も含め、中長期的な仕組みの持続可能性にも十分留意しながら、全市的な幼児教育・保育のあり方を検討していく必要がある。（中略）そのためには、それぞれの施設（園）が、単独でこれらの取組を行うよりも、園同士、さらには専門機関や行政などと連携していくことで、園の運営にも一層資するとともに、「子ども中心」の、より良い幼児教育・保育につながるよう努めていく必要がある。」

### 3. 「3つの仕組み」の実現に向けた現状整理

#### (1) 質の高い幼児教育・保育の実現に向けた仕組みづくり

- 市内の公立、私立の幼稚園、保育所、認定こども園では、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた教育・保育を行うとともに、それぞれの理念・方針や特色を大切にしながら、就学前の子どもの豊かな育ちを支援してきている。
- これまでの取組を継承しつつ、市全体で「質の高い幼児教育・保育」を実現するためには、市内の保育者が幼児教育・保育についてビジョンの理念・目標を共有していくことが非常に大切であり、そのための仕組みづくりが必要である。

#### ①研修体系の共通化が必要

- 「質の高い幼児教育・保育」を実現するうえで、保育者が学び続け、成長していける環境を整備する必要がある。
- 公立、私立の幼稚園、保育所など、それぞれで研修を実施しているが、小学校への円滑な接続に向けた、幼・保・認・小「つながり」事業を除き、統一的な研修の取組がない。
- 市全体として「子ども中心の幼児教育・保育」を推進していくにあたっては、施設種別・設置主体にかかわらず、全ての保育者がキャリアに応じ適切な研修を受講できる機会を提供する必要がある。

図表1 研修の実施主体と対象

実施主体 \ 対象	公立幼	私立幼 幼認	公立保	私立保 幼保認	地域型	認可外	小学校 (接続)
西宮市（子育て総合センター）	○	○	○	○	○	○	○
西宮市教育委員会（教育研修課）	○						
西宮市（保育所事業課）			○	○	○		
西宮市私立保育協会 （キャリアアップ研修）			○	○	○		
西宮市私立幼稚園連合会		○					

#### ②学びを深めていく機会が必要

- 保育者が学び続け、成長していくためには、研修を充実するだけでなく、研修での学びを実践的にいかしていけるよう、保育者同士の交流や、意見やノウハウの交換などを通して、相互的に学びを深める機会を作ることが大切である。
- しかしながら、現在は公立、私立の幼稚園、保育所などが交流する機会は限られてお

り、交流の頻度についても地域によって濃淡がある。

○公開保育などにより、各園の保育内容に触れ、意見交換することで保育者相互に高め合える環境を整備していく必要がある。

### ③幼児教育・保育の一体的提供の推進

○平成 27 年開始の子ども・子育て支援新制度では、質の高い幼児教育・保育を一体的に提供する認定こども園の普及を図ることとされている。

○本市でも、私立園から認定こども園への移行を進めるための、相談支援や施設整備費補助など各種支援策を講じているところである。

○このような取組が、本市の幼児教育・保育の発展につながるよう、認定こども園についての取組をさらに充実させるとともに、市としても研究していく必要がある。

## (2) 多様な支援ニーズに対応し、全ての子どもを守る仕組みづくり

○本市ではこれまで、公立、私立の幼稚園、保育所、認定こども園における多様な幼児教育・保育を支援するため、こども未来センターのアウトリーチ事業、あゆみ面接・審査会（公立、私立の保育所など）や就園相談（公立幼稚園）を通じて、支援方法などの助言を行うほか、職員の加配などの支援体制を講じてきたところである。

○また、少子化など社会環境が大きく変わる中、幼児教育・保育を担う各園は多様な機能を担うことが求められている。幼児教育・保育の質を担保しつつ、多機能化を図り、将来にわたって持続可能な幼児教育・保育の制度設計が求められている。

### ①発達にあわせた支援のための共通の仕組みが必要

○集団保育の中できめ細かな支援を必要とする子どもが増加する中、今後は、多様な支援ニーズに対応し、全ての子どもを守る仕組みづくりが必要である。

○しかしながら、入園にあたっての手続き・支援体制は統一されていない。公立、私立の保育所など（主に 2 号・3 号認定）については、入所申込み時の専門職による面談や「あゆみ面接」が、公立幼稚園（主に 1 号認定）については就園相談が行われているが、私立幼稚園など（主に 1 号認定）についてはそのような仕組みは存在しない。

○それぞれの発達特性に応じた支援が求められる中、今後は私立幼稚園も含め、全ての園と子どもに対し、必要な支援を提供できる仕組みが必要である。

### ②支援の担い手の確保が必要

○幼児教育・保育の現場では、複雑・多様化する支援ニーズに対する担い手が不足しており、その確保が喫緊の課題となっている。

○各園では、障害のある子どもへの支援のほか、家庭への支援が必要な事例、国籍・文化の違いなどを踏まえた幅広い配慮が必要な事例なども生じている。

○複雑・多様化する支援ニーズに対する現場の担い手の確保に向け、各園で柔軟かつきめ細かな対応ができる職員配置について研究していく必要がある。

### ③セーフティネット機能の確保が必要

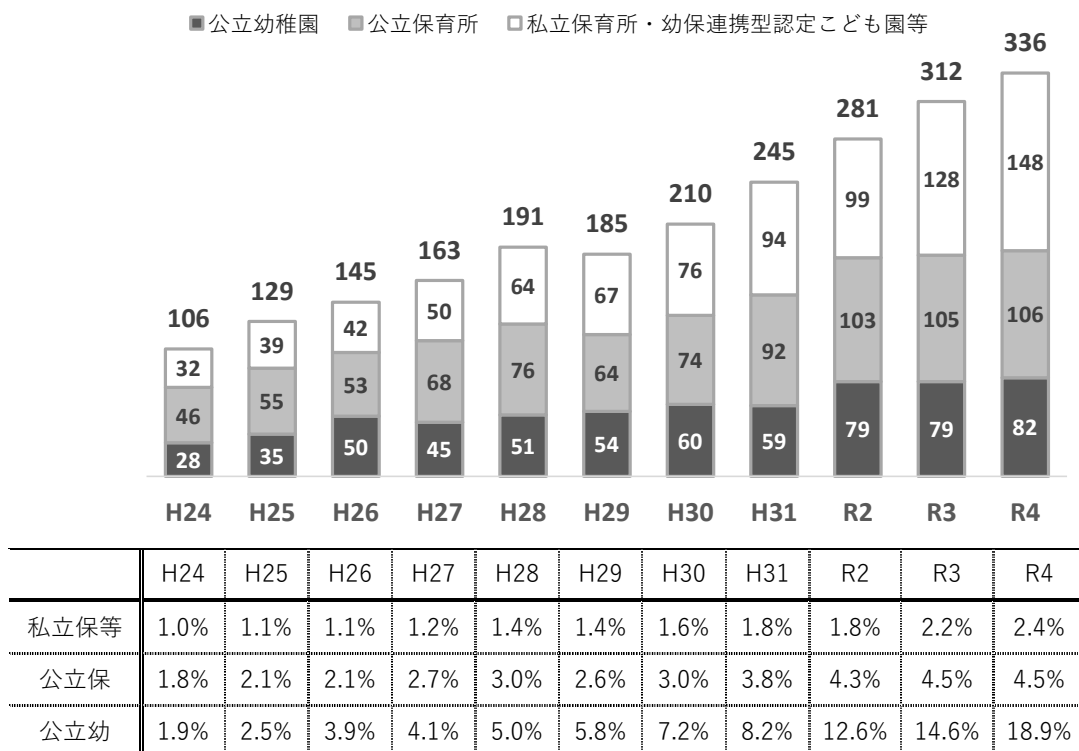
○支援が必要な子どもや家庭へきめ細かに対応していくには、関係機関との連携体制、専門知識の蓄積などが欠かせない。

○市内の公立、私立の幼稚園、保育所などでは、図表2に示すとおり、支援を必要とする子どもの数が増加しているとともに、公立園における園児数に占める割合も高くなっている。

○支援の実施に向け、全ての園で取組を強化していくとともに、その実効性を担保するために公立園がセーフティネット機能を維持していく必要がある。

さらに、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行に伴い、医療的ケア児への支援など、新たな支援ニーズへの対応も視野に、セーフティネット機能のあり方についても考えていく必要がある。

図表2 幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園利用者のうち特別な支援を要する子ども数の推移と園児数に占める割合



※「私立保等」は、私立保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地域型保育事業の2号認定、3号認定の合計です。

※私立幼稚園、幼稚園型認定こども園の1号認定については統計が存在しないため、上記のグラフ・表には含まれていません。

### (3) 社会全体として中長期的に維持できる仕組みづくり

○本市では図表3に示した通り、就学前児童数は急速に減少する一方、就学前児童数の地域差は大きくなっている（P6 図表4 参照）。また、特別な支援を要する児童数は増加するとともに（P4 図表2 参照）、支援ニーズの多様化が進んでいる。この傾向は将来も続いていくと見込まれる。

○「子ども中心の幼児教育・保育」を社会全体として中長期的に維持していくためには、現在の公立幼稚園、公立保育所の適正配置や規模を検討するとともに、公立、私立の幼稚園、保育所などの運営や取組をサポートするための仕組みづくりが必要である。

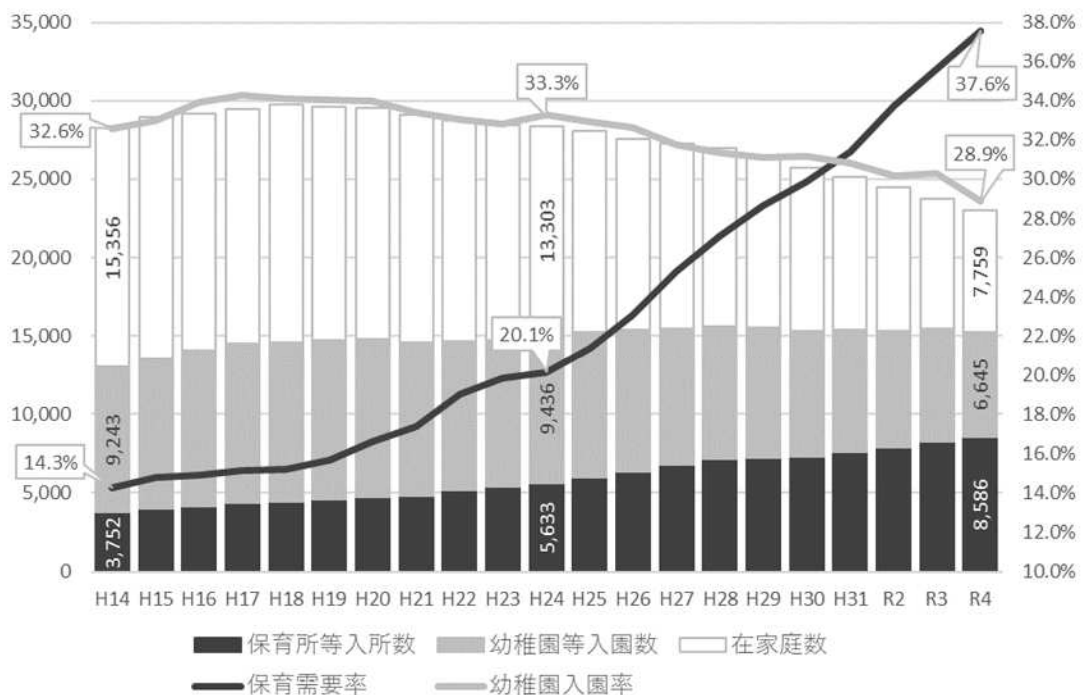
#### ①少子化を見据えた公立園の適正配置の検討が必要

○保育ニーズは上昇し続けていることから、引き続き、私立園の協力のもと、待機児童対策に取り組んでいく必要がある。

○幼稚園では園児数が減少しており、とりわけ公立幼稚園では地域差はあるものの一定の集団活動が行える規模の維持が難しくなっている。

また、保育需要率は継続的に増加してきているが、近い将来保育需要もピークを迎え、いずれ保育所についても供給過剰に転じていくと考えられる。

図表3 就学前児童の状況（利用区分毎の人数、保育需要率、幼稚園入園率）

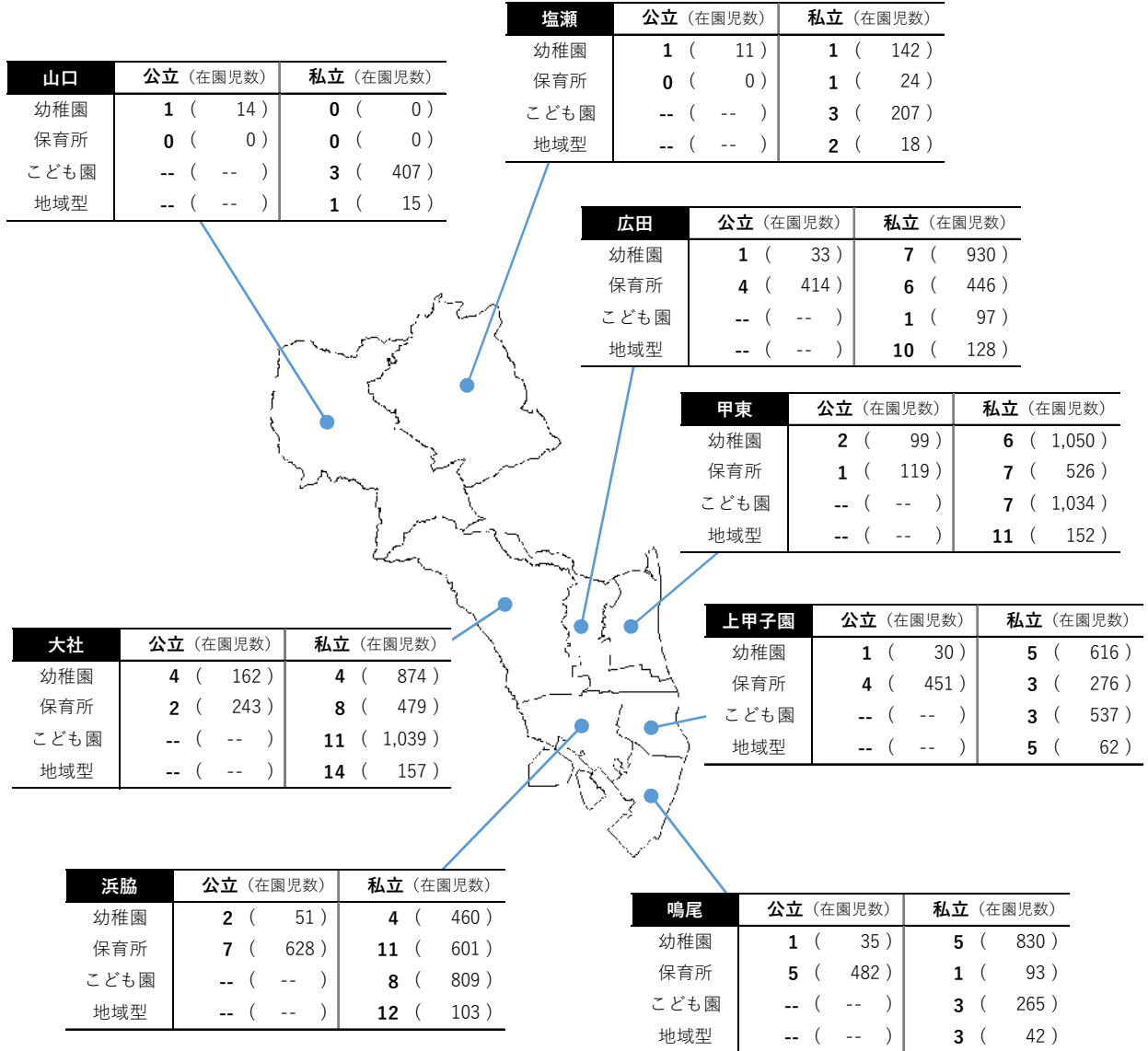


○公立幼稚園、公立保育所ともに現状の規模や内容を維持することが困難となる中、子ども同士が関わりを深め、一人ひとりが発達に沿った必要な経験が得られる環境を整えていくとともに、保育需要のピークアウト後のあり方を計画する必要がある。

その際、公立園に求められているセーフティネット機能などの役割については、今後も果たしていく必要がある。



図表4 地域ごとの幼児教育・保育施設の設置状況



合計	公立 (在園児数)	私立 (在園児数)
幼稚園	13 ( 435 )	32 ( 4,902 )
保育所	23 ( 2,337 )	37 ( 2,445 )
こども園	-- ( -- )	39 ( 4,395 )
地域型	-- ( -- )	58 ( 677 )

※この概況図は、西宮市幼児期の教育・保育審議会（平成22～25年）答申に基づく中ブロックごとに各地域の状況を掲載しています。

## ②公私幼保をサポートする仕組みと専門機関のさらなる充実が必要

- 公立、私立の幼稚園や保育所などが、共に「子ども中心の幼児教育・保育」を発展させていくためには、それを制度的に支える仕組みが不可欠である。
- 今後更に、幼児教育・保育の研究と情報提供、公私幼保の一体的な研修体系の整備、あゆみ保育・特別支援教育の施設支援、小学校への接続期の支援などの必要性が増加するものと考えられる。
- 各園と連携する、子育て支援機能（子育て総合センター）、障害児支援機能（こども未来センター）、子ども・家庭支援機能（子ども家庭総合支援拠点）などの専門機関においては、支援体制の充実を図る必要がある。

## ③市の経営資源（人材・財源）の効果的な配分・活用が必要

- 国では、令和5年4月にこども家庭庁が設置され、「就学前のこどもの育ちに関する指針」や「学童期におけるこどもの居場所づくりに関する指針」が順次示されていく予定であり、より一層、教育・こども施策への人材・財源の配分が必要となっていく。
- 就学前児童のうち、約3割（0～2歳児については約6割）が幼稚園や保育所などを利用していない（在家庭等）。そのため、幼稚園や保育所だけでなく、在家庭等への支援に対しても人材・財源を投入していく必要がある。
- 公立園は運営コスト面や施設マネジメント面などから、施設の最適化や総量縮減、維持管理費の適正化を図り、経営資源の効果的な配分・活用を検討していく必要がある。

## 4. 具体的な検討状況

- (1) 質の高い幼児教育・保育の実現に向けた仕組みづくり
- (2) 多様な支援ニーズに対応し、全ての子どもを守る仕組みづくり

### ◆保育者に対する研修・交流の充実

- 市全体として「子ども中心の幼児教育・保育」を推進するためには、施設種別・設置主体にかかわらず、全ての保育者がキャリアに応じた適切な研修や専門的な研修を受講する機会をつくり、積極的に支援していく仕組みを整えていく必要がある。
- また、知識を身に付けることに加え、同じ目標をもつ他の保育者との交流を通して、経験やノウハウを共有し、学びを深めていく機会をつくることも大切である。ビジョンの策定時に実施した「保育者ワークショップ」のような取組を、今後も関係団体と連携しながら、より充実させていくべきである。

### ◆「幼児教育・保育」全体を支える仕組みづくり

- 幼児教育・保育に関する研修・研究や就学前の教育から小学校教育への円滑な接続に向けた連携などについては、子育て総合センターを中心に各園の取組を支援してきたが、市全体として「子ども中心の幼児教育・保育」を推進するためにも、より一層、各園の取組や質の向上に寄与する施策を展開していく必要がある。
- その観点から、以下の機能を有する幼児教育・保育センターの設置について、子育て総合センターの強化も含め、検討する。

幼児教育・保育の研究と情報提供	市内各園の一体的な研修体系の整備と機会の提供
小学校との円滑な接続に向けた連携推進	専門職による巡回支援
障害児保育・特別支援教育のサポート	幼児教育・保育アドバイザーの配置と派遣

- また、各園における幼児教育・保育ビジョンの推進に向けた支援のあり方についても、検討を進めていく。

### (3) 社会全体として中長期的に維持できる仕組みづくり

#### ◆公立幼稚園、公立保育所の再編

- 現在、市内には合計 36 園の公立園（幼稚園 13 園、保育所 23 園）が存在するが、公立幼稚園における園児数の減少や、公立保育所において近く予測されている保育需要のピークアウトなどの運営面の課題に加え、維持コストや施設マネジメントなどの面でも、公立園は非常に厳しい状況に置かれている。
- その一方で、公立園は地域における幼児教育・保育だけでなく、子育て支援やセーフティネットなどの多くの機能を担う事が強く期待されている。
- 限られた経営資源（人材・財源）を有効活用しながら、この役割を担うためには運営形態・内容などを含めた今後の公立園のあり方について、抜本的な見直しを行っていく必要がある。
- そのような観点から、公立園が子どもの育ちにふさわしい集団規模を維持しつつ、さらに地域において求められるさまざまな役割を果たしていくうえで、幼稚園と保育所を一体化した認定こども園の設置を視野に入れ、検討を進めていく。
- なお、民間移管の対象としている 3 保育所（朝日愛児館・今津文協保育所・鳴尾北保育所）は民間移管を引き続き進める。
- また、就学前児童数の減少、保育需要の推移、施設の耐用年数等を踏まえ、私立園を含む総量としての適正配置や公立施設として果たすべき役割などの観点から、その在り方について検討を進める。
- 将来的な公立園の配置については、西宮市幼児期の教育・保育審議会答申に基づくブロックを用いて検討を進めていくこととする（P6 図表 4 参照）。

## 5. さいごに

- 全市的に「子ども中心の幼児教育・保育」を実現するためには、将来の西宮市における幼児教育・保育のあり方、さらには公立園のあり方、市内の公私施設のサポート、各種支援ニーズへの対応などを総合的に検討し、市の有する経営資源（人材・財源）を前向きに振り向け、効果的に活用していく必要がある。
- 今後の検討にあたっては、庁内関係局内での検討、学識経験者や幼児教育・保育関係者とのヒアリングや協議をこれからも重ね、市の考え方をとりまとめる。

### 【スケジュール】

- 令和4年3月 「西宮市幼児教育・保育のあり方」検討の方向性
- 令和4年5月～ 関係団体・学識経験者ヒアリング
- 令和4年9月 西宮市幼児教育・保育のあり方（中間報告）
- 令和5年3月 西宮市幼児教育・保育のあり方